

第二十六回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第六号

(一四〇)

昭和三十三年二月二十七日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 竹尾 式君 理事 米田 吉盛君

理事 河野 正君 理事 佐藤 大郎君

理事 簡牛 九夫君 理事 杉浦 武雄君

理事 塚原 俊郎君 理事 永山 忠則君

山口 好一君 理事 木下 哲君

小牧 次生君 理事 鈴木 義男君

高津 正道君 理事 野原 覺君

平田 ヒデ君

出席政府委員

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

外務事務官(国際協力局長) 河崎 一郎君

文部政務次官 稻葉 修君

文部事務官(大学学術局長) 緒方 信一君

文部事務官(社会教育局長) 福田 繁君

文化財保護委員長 河井 彌八君

文部事務官(文化財保護委員) 岡田 孝平君

文部事務官(文部事務局長) 岡田 孝平君

海上保安庁長官 島居辰次郎君

委員外の出席者

専門員 石井 易君

二月二十日

委員河野正君辞任につき、その補欠として正木清君が議長の名で委員に選任された。

同月二十一日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補

欠として鈴木義男君が議長の名で委員に選任された。

同月二十二日

委員正木清君辞任につき、その補欠として河野正君が議長の名で委員に選任された。

同月二十七日

河野正君が理事に補欠当選した。

指導主事の給与費に関する陳情書(山口市長長井秋穂外十二名)(第二八六号)

同月二十五日

学校周囲における建造物制限等に関する陳情書(東京都千代田区九段一の一四全国市長会長原口忠次郎)(第三七二号)

戦災都市の六・三制学校施設整備に関する陳情書(姫路市長石見元秀外三十一名)(第三七三号)

義務教育費確保等に関する陳情書外五件(東京都千代田区丸の内三の五全国都道府県教育委員長協議会長木下一雄外五名)(第三七四号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(予)

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案(内閣提出第三七号)(予)

南極地域観測船「宗谷」の水海脱出状況及び文化財保護に関する件

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

まず理事の補欠選挙についてお諮りいたします。理事でありました河野正

君が去る二十日委員を辞任され、二十

二日再び委員に選任されました。つき

ましては、理事が一名欠員となりました。

たので、その補欠選挙をいたさなければなりません。先例により、委員長に

おいてその補欠を指名したいと存

じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、

河野正君を理事に指名いたします。

○長谷川委員長 次に、社会教育法の一部を改正する法律案、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案、理科教育振興法の一部を改正する法律案、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案及び公立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案を一括議題とし、順次その趣旨説明を聴取いたします。灘尾文部大臣。

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法の一部を改正する法律案

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対して、当該事業に必要経費について行い補助に關しては、当分の間、適用しないものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理科教育振興法の一部を改正する法律案

理科教育振興法の一部を改正する法律案

理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「公立学校」を「公立又は私立の学校」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により国が学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校法(昭和二十四年法

律第二百七十七号)第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、私立大学における学術の研究を促進するため、私立大学の研究設備の購入に要する経費について、国が補助を行うこととし、もつてわが国の学術の振興に寄与することを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、学校法人に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その学校法人の設置する大学(短期大学を除く)が行う学術の基礎的研究に通常必要な機械、器具、標本、図書その他の設備の購入に要する経費の二分の一以内を補助することができる。

(私立大学研究設備審議会への諮問)

第三条 文部大臣は、前条の規定による補助金に関し、配分の方針を定め、又は交付に関する決定をするには、あらかじめ、私立大学研究設備審議会の意見をきかなければならない。

(私立学校法の適用)

第四条 第二条の規定により国が学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条

第二項から第四項まで及び第六項の規定の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月(施行期日)

第二十七條第一項中

「学術奨励審議会」を「学術奨励及普及に関する事項を調査審議すること。」

私立大学研究設備審議会

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

める。

○瀧尾國務大臣 ただいま議題となりました社会教育法の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十四年社会教育法制定以来、わが国の社会教育は、これに基いて展開されて参つてゐるものでありますが、もとより社会教育活動の領域は非常に広く、これに關する事業を行うことを目的とする団体もきわめて多岐にわたるのであります。

従来こうした社会教育関係団体については、その団体が自主的組織による民間団体であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの社会教育関係団体に対して補助を行わない方針のもとに、社会教育法にもその旨の規定が設けられてゐるのであります。

しかしながら社会教育法制定当時とは異なり、現在ではすべての社会教育関係団体に対して一律に以上の方針で

一日から施行する。
(文部省設置法の一部改正)
2 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

「学術奨励」を「学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。」

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に依り、私立大学の研究設備の補助に調査審議し、及び私立大学の研究設備の補助に関する重要事項に關して文部大臣に建議すること。

の間、国はその事業遂行に必要な経費について助成できる道を開き、これらの団体が円滑に事業を遂行できるようにならねばならぬのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

御承知の通り、この法律は、戦後の急激な小学校の児童数の増加によつて発生した二部授業、詰め込み授業、あるいは講堂、屋内運動場の間仕切り教室や、仮校舎等で行われてゐる授業等、いわゆる不正常授業の解消を促進するために制定されたのであります。

しかしながら、この法律も他のこれと同種の法令と同様に、国の補助金算定の基準日を当該年度の五月一日とし、このために、従来五月二日以降に発生する不正常授業については、当該年度中にこの法律に基く国庫補助金を交付することができなかったものであります。

近年、国、地方公共団体及び日本住宅公団等の行う住宅の建設により、一つのまとまった地域に相当多数の住宅が集団的に建築される例が多くなつてきました。このような地域では、一時的にかつ多数の児童が増加します。その近隣の学校では極度の校舎不足に陥り、校舎の増築を必要とする例が多くなつたのであります。

以上御説明申し上げましたような事情から、集団住宅の建設に伴い発生する不正常授業のうち、毎年度五月二日以降に発生するものにつきましても国庫補助金を交付することができるよう

にし、小学校教育の円滑な運営を期したいと考へるのでございます。これがこの改正案を提案する理由でございます。

法案の内容をいたしましては、国、地方公共団体、日本住宅公団等が建設する集団的な住宅の建設に伴い、発生する公立小学校の不正常授業のすみやかな解消をはかるため、補助金算定の基礎として、当該年度の五月一日現在の児童数をとる現行法の建前に対して五月二日以降の日における児童数を取り得るよう特別の規定を設けるものであります。

以上がこの法律案の提案の理由と内容の概要であります。

次に今回政府から提出いたしました理科教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、わが国の急務とされてゐる科学水準の向上をはかるためには、初等教育及び中等教育における理科教育を一段と充実させ振興させる必要があるものであります。

このため従来、理科教育振興法に基き、公立学校に対しては、相当の援助を行なつてきたのであります。さらに私立学校に対しても公立学校と同様の措置を行うことが適当であると考へるのであります。

この法律案は、以上の理由によりまともに関係規定の整備をいたしたものであります。

次に私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私立大学がわが国の高等教育において重要な地位を占めており、人材の養成はもちろんのこと、學術の研究においても、わが國學術の振興上重要な使命をになつてゐることは申すまでもありません。

このよう私立大学の使命とその研究設備の状況にかんがみ、昭和二十八年年度以来、私立大学の基礎的な研究設備の整備について助成の措置を講じてきたのでありますが、政府はその重要性にかんがみ、この際私立大学の研究設備に対する國の補助に關する制度を確立することがあつて適當であると認めまして、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容の概略を申し上げます。

第一は、私立大学を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で、その学校法人の設置する大学が行う學術の基礎的研究に通常必要な設備の購入費の二分の一以内を補助することを規定いたしましたことであります。

第二は、補助に關する配分の方針または交付の決定を適正に行うために、私立大学研究設備審議會を設け、その意見を聞くべきことを規定するとともに、關係法律の規定の整備をいたしたことであります。

以上各案につきまして何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛同あらんことを希望いたします。

○長谷川委員長 この際社会教育法の一部を改正する法律案の趣旨説明について補足説明の申し出があります。これを許します。福田社会教育局長。

○福田政府委員 ただいまの大臣の説明に補足して、その内容について御説明申し上げます。

社会教育関係団体と申しますのは、社会教育法第十条に規定する団体のことでありまして、法人であるといふことを問はず公けの支配に属しない団体で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とする団体であります。

ここでいう社会教育に關する事業とは、いふまでもなく、社会教育法第二條の規定により、体育やレクリエーションの活動までも含んだきわめて広い活動領域のものであります。

従来、社会教育関係団体につきましては、その活動の自主性を尊重するため、社会教育法第十三条によりまして、國及び地方公共団体はこれに對し補助金を支出してはならないものと定めてゐるのであります。しかしながら、何分にも社会教育活動の範圍は

広く、これに關する事業を行う団体も多岐にわたるのであります。これらすべてに對して一律に、補助金の支出を禁じてしまふことについては検討すべき問題が生じて來たのであります。

ことに、全国的及び國際的な運動競技に關する事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体、たとえば、日本体育協會のように、国内的には各種運動競技団体をその傘下におさめてそれらの連絡に當り、あるいは國民体育大会の開催のごとく全国的な事業を行い、また國際的には國際オリンピック委員會やアジア競技連盟の事業に對し日本を代表し、さらにオリンピックやアジア競技大会等の選手、役員、選定、派遣等國際的な事業を行う団体については、その事業の規模が全国的であるばかりでなく、國際的性格のものであるので、政府は國家的見地

からその事業の助成をはかる必要があるのであります。従つてこれらの団体の行う事業に關して行つて國の補助につきましては、當分の間、社会教育法第十三條の適用を緩和するといふのがこの法律案の内容であります。

なお補助対象となる経費は、右のような団体の行つて全國的及び國際的な事業と、これに關し必要な経費であります。また國の補助のみに限つたのは、対象となる団体及びその事業が全國的、國際的なもので、地方的なものではないからであります。さらに本措置を恒久的措置としなかつたのは、社会教育関係団体の性格及び本措置の緊急な必要性等にかんがみまして、當分の間の措置とするのが適當と考えられるからであります。

もつともこれによりまして、國がこれらの社会教育関係団体の活動を助成することになりまして、社会教育法第十二條の規定によつて明らかになつたに、國はこれらの団体に對して不当に統制的支配を及ぼし、あるいはその事業に干渉を加へたりしてはならないものであることは論を待たないのであります。民間スポーツ団体の自主的活動のいっそうの發展が期待されるのであります。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○長谷川委員長 次に、文教行政に關する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。野原君。

○野原委員 私は南極地域の観測船宗谷の件について、南極地域観測統合本部

部長であります文部大臣並びに海上保安庁長官、それから外務省当局に對して、二、三お尋ねをいたしたいと思つております。この問題は、先般この委員會におきまして並木委員から質問があり、政務次官から御答弁があつたのでございまして、けれども、その後の私どもの知る情報におきましては、すでに新聞が報道いたしておりましたように、宗谷は不幸にも密着氷に閉ざされて、今やみずからの力で脱出することはきわめて困難である、このような悲観的な報道がなされておるのであります。御承知のように南極

の冬に向かうといふ最悪の条件下におきまして、密着氷に閉ざされた宗谷の船の中で、派遣隊長の永田さんを初め、松本船長、乗組員並びに隊員の皆さんが懸命の死闘を展開しておることに對して、私も國民として心から敬意を表するものでございすけれども、同時にまた宗谷の状況といふものが、いつかわかれてならぬのであります。従つて、一体宗谷は今日どういふ状態に置かれておるのか、詳細なる現況を御説明願ひたいのであります。

○島居政府委員 それではお答えいたします。

宗谷の南極における行動につきまして、皆様方からいろいろ御心配いたいたしまして深く感謝しておるのであります。私の方といたしまして、幸いなことに今までなかなか困難であつた南極方面との通信状況も、一応非常にはつきりと聞えるように成功いたしまして、毎日連絡しておるのであります。時折デリンジャー現象とかオーロ

ラ、その他の支障がございまして、不通になるのは遺憾であります。それ以外のおきにおいては、できるだけの連絡をとつておるわけであります。

そこで、二月十五日の現地時間の十二時半に、オングル島の基地を出発いたしまして、その後すぐは順調に進んだのであります。約三十四マイルを航行いたしまして、ところ、直径五十メートル、厚さ四メートル以上の氷塊の充満しておるところに遭遇いたしまして、一時中止したわけであります。

そのときの時間が夜の現地時間の九時ごろであります。それからといふものは、宗谷の砕氷能力及び爆破状況より考へて、いろいろの方法を試みまして、非常に困難な状況のもとに進進を試みたのであります。十八日はまた厚さ四メートル程度の、直径十メートルから五十メートルのフロアが密集いたしまして、その間にブラッシュ・アイズと申しまして、氷の粉になつたものが層をなして盛り上つてきて、ことに

好転しなければならぬやうになつたのであります。十九日になりました。宗谷から、現状では脱出の可能性がないとの連絡を受けましたので、われわれの方といたしましては、万一を考慮しまして、付近の航行の砕氷船とは連絡をとれ、万一の場合に備へておけといふやうなことを、こちらから指示したのであります。そうして十九日の夜から、幸いに西南西の微風によりまして氷盤に多少ゆるみを生じ始めましたので、現地時間の二十二時五十分砕氷前進を開始しましたが、二十日の午前六時までに約七時間の間に、やつと一・五海里前進しました。その後は氷状の

好転の兆が見えたので、一挙に脱出を試みたのでありますが、十二時ごろより再び悪化して参ったのであります。そういたしましたので、現地時間の十八時に前進を中止するのやむなきに至ったのであります。なお二十一日は氷盤にまた若干のゆるみが見えたので、午前九時前進を開始しましたが、十八時までの九時間の間にようやく一・一海里を前進して、その後もヒールング・タンクとかトリミング・タンクとか、あるいは爆破作業または熱い湯を流す温海水等のあらゆる手段を講じたが、二十二時間の間にわずかに六百メートルを前進したのみで、二十二日の十六時、ついに前進不能となったのであります。二十三日は終日あまりよくない東寄りの風が十三メートルから十五メートル強く吹き、よくないと申しますのは、南風が吹いてきますと、いわゆる外洋の方に吹き出すので、クラックができるわけでありまして、東の風が吹きますと、西の方に張っておる首先の方に当りますので、リッソホルム湾にある氷塊が移動ができまので、ますますその通路をふさがれてきたようなわけでありまして、そこで、ことに船尾の附近に、フロートと申します氷の厚い板——板というよりも薄いように聞えるのであります。が、非常に厚い氷の板が押し寄せてきまして、かじとか推進器というものが危険に瀕する状態に立ち至りました。それで爆破作業を実施しますとか、保船、つまり船を守ることに全員努力してきたわけでありまして、そこで今度は二十四日になりました、松本船長から、推進器の付近にフロートが接着して航進及び旋回が不可能の状態なので、

本船の進路の方を砕氷してくれということをお願いしますが、十二時ごろは脱出不能な場合の乗組員の越冬決意等を連絡して参りました。私の方としては、従来外国においても非常に危険なこともありましたが、またこれは御存じと思いますが、ことに南極においてはコンパスも磁気の関係で使えませんが、大体目の見える範囲においてヘリコプターで運ぶのが安全である。ことに天候のいいときが安全であるが、その他の場合においては、なかなか困難である。ことに海鷹丸の甲板というものはあまり広くありません。しけのあるときはしつこく揺動いたしますので、非常に困難であるから十分注意してやるように、こちらから指示しておるわけでありまして、人命の安全についてはことに慎重を期してくれということもいつてやっております。また私の方としては、一方外務省の方とも連絡打ち合せをやりまして同時に、ソ連の大使館あてに昨日正式に申し入れをいたしました。また前にはオビ号と宗谷とは現場では割合に近いので、一日に一回連絡をとっておったようなわけでありまして、グレイシャ号とは、御存じのように南極においては、南北の通信は割合案にできないものではないかと、東西における電波と宗谷から東京の海上保安庁の本庁を通して大使館と連絡してくれ、こういうような情報もあり、またグレイシャ号からも大使館に連絡がありまして、南極からいえば、あるいは通路からいえば大回りではありますが、しかしその

方が何といつても確実でございますので、宗谷から海上保安庁、アメリカ大使館、それからまた海軍を通して現場の方へというように、そういう二方面からの連絡をとりまして、グレイシャ号も向うを出るというふうになつてきたわけでありまして、そうして一時宗谷からオビ号の方にずっと一日一回は連絡しておりましたが、いよいよ脱出がむずかしくなりましたので連絡しますと、ディーゼル油の関係から少し考えさしてくれ、後刻返事をするというように承知した。それで日本時間には、現場に到着するといふ電報が入ったわけでありまして、

九に観測隊員を移して宗谷は越冬する、その場合に宗谷の越冬が可能であるかどうかという問題が一つ、第三の問題は、外国の砕氷船に依頼をして、外国の砕氷船の力を借りてこれを救助しなければならぬという、この三つになるのではないかと想うのであります。ところが、第一のみずからの力で脱出することができるといふことは、水田隊長の電報、あるいは海上保安庁におきまして、統合本部におきまして、これはきわめて悲観すべき状態にある。それならば、第二の海鷹丸に隊員を移して宗谷が越冬する、これもまた実はきわめて心配にたえないものがある。最も安全なる方法は、外国の砕氷船に依頼をして、外国の砕氷船の力で宗谷を脱出させなければならぬ。こういうことにならうかと思ふのでございまして、そのような結論に到達しておるのかどうか、再度お尋ねをいたします。

最近の状況は、マイナスの一・六または七程度であります。そういうので、もし風が、西の風または南の風が強くなれば、今のせつかく丘のようになつております氷盤というものが、また移動してそこに通路ができるということ、これは、従来南極に行つた諸外国の人々の経験の話を残しておるのであります。それでもし西の風が吹き、また南の風が吹いたときに、その水路ができれば宗谷は自力でも脱出が全然不可能というのではないといふことは、第一に申し上げられると思ふのであります。しかし、これは何といつても相手は大自然でもありますし、いわゆる風まかせといふふうなことで、必ず吹くではありましようけれども、必ずしも吹くといふことも予想できませんので、非常に、見込みもあるといつていいか、ないといふか、その風の予想がつかない現在の状態でありまして、それが第一であります。ですから、全然不可能ではないといふことをまず申し上げなければならぬかと思ふ。

在宗谷がある地点よりもっと南の方、平たぐいえはもつと奥に入った方に行つております。そういうことで向うにはその経験があるので、大いに自衛を高めていろいろな記事も出ておりますが、そういうことも考えられます。

○島居政府委員 先ほど申し上げましたように、第一の場合は、自力でいくことも全然不可能ではないということも申し上げました。しかしながらそれと天候があるもので、その見込みもいろいろ不可能に近いようなこともあろうから、それで外国船の援助をやつたのであるということも申し上げました。

○野原委員 あなたは御答弁をお伺いしてあります、どうも完全に私の質問にお答えになつていないと思つてあります。自力で脱出することは困難ではないか、これはお認めになつたと思ふ。なおまた先ほどの御説明の中で、越冬することも実は非常に問題がある。ヘリコプターは一人か二人しか搭乗できないし、二十メートル以上の風速ということになると、ヘリコプターの飛行ということも非常に困難を感じる。従つてどうしても最善の措置をとるといふことになれば、外国船による救助という以外にない、そういう方針で、すでにグレイシャー号に対しても、オビ号に対しても、正式に依頼をされておると私は受け取つておるのでございすが、その通りである。

りますか。その救助の基本的な方針というものを示して願ひたい。

○島居政府委員 先ほど申し上げましたように、第一の場合は、自力でいくことも全然不可能ではないということも申し上げました。しかしながらそれと天候があるもので、その見込みもいろいろ不可能に近いようなこともあろうから、それで外国船の援助をやつたのであるということも申し上げました。

○野原委員 あなたは御答弁をお伺いしてあります、どうも完全に私の質問にお答えになつていないと思つてあります。自力で脱出することは困難ではないか、これはお認めになつたと思ふ。なおまた先ほどの御説明の中で、越冬することも実は非常に問題がある。ヘリコプターは一人か二人しか搭乗できないし、二十メートル以上の風速ということになると、ヘリコプターの飛行ということも非常に困難を感じる。従つてどうしても最善の措置をとるといふことになれば、外国船による救助という以外にない、そういう方針で、すでにグレイシャー号に対しても、オビ号に対しても、正式に依頼をされておると私は受け取つておるのでございすが、その通りである。

なお燃料については調査をしておりますが、これも暖房あるいはその他について持つております。また飲料水についても、飲料水を作る、つまり海水はちよつと困りますが、上に降つた雪は溶かせば飲料水に使えますので、そういう方法、なおまた食糧についても、予備食を使えば、隊員を含めて全部一応大丈夫だろう、こういう電報を松本船長から受け取つております。

○野原委員 そこで外国船によつて救助するということ、お尋ねをしたいのでございすが、オビ号に外務省を通じて正式に依頼したのは二十六日の午前、きのう。そこでグレイシャー号に対しては、いつ依頼をなさつたのかお尋ねいたします。

○島居政府委員 グレイシャー号につきましては、いわゆる正式にと申しますが、そういう文書をもつてやつてはおりません。これは口頭でやつております。しかしながら、オビ号については正式に文書でやつてくれ、こういうようなことでありましたので、いろいろ外務省と手続を相談いたしまして昨日出したのであります。

○野原委員 口頭にしろ、グレイシャー号に対してはいつ依頼したのか、何日に依頼したのか、こういう質問です。

○島居政府委員 十九日でありまして、その他すべての新聞が一致して指摘しておることでもございすが、グレイシャー号には十九日に依頼をされておる。そしてオビ号には二十六日に依頼をされたということ、このことはどういふわけで同時にあなたの方が依頼をされなかつたのか。グレイシャー号にだけ依頼をして、それから一週間

たつて二十四日ころから相当海上保安庁は批判をされてきておる。その批判に耐えかねたのかどうか知りませんが、きのうの午前オビ号に依頼をする、これは一体どういう意味なのかお聞きしたい。

○島居政府委員 十九日ころからオビ号及びグレイシャー号については、連絡方について現地に指示してあります。なおかつ十九日ころの状況は、松本船長は自力で脱出をやつていくというふうな状況もありました。そういうわけで、いわゆる政府とか国家としていろいろ依頼いたしますが、グレイシャー号との連絡は現地ではなかなかとれませんので、東京を通じてやつてくれというふうなことであります。それからオビ号の方は現地で一日一回連絡をとつておられますので、万一の場合つまり状況の変化に応じて、とつさの場合にやるということについては現地でやることにしたのであります。

○野原委員 その御答弁がどうも私は納得ができません。グレイシャー号に対しては、こちらの方で在日アメリカ大使館を通じて依頼をするけれども、オビ号に対しては現地でやれ。現地でやれと言われている、現地ではほんとうに死にもの狂いの苦しい戦いをしておられるので、それは現地で連絡その他はとることに努力するであらう。もしやれば、これは当然松本船長に対して、あなたの方からオビ号に対して、こちらで依頼をする。依頼をするということになれば、ソ連の方は何らかの方法でオビ号に命令を発するに違いない。そういう態勢を整えることが万全の対策だと私もはしろうと流に考えるのでございすが、この考えは間違ひですか。

○島居政府委員 先ほど申しますように、十九日の状態というものは、まだ現地の状況は自分の力でできるというふうな状況であつたのであります。そこでアメリカの方へ十九日に相談いたしましたのも、すぐグレイシャー号を出してくれというふうな相談でなくして、宗谷の現状はかくかくであるというところを、現地の通信が、いわゆる東西の通信というものがむずかしいものでありますので、それで東京を通じてやつておるわけでありまして、オビ号は近くでありますので、しかもいろいろな状況というものは、御存じと思ひますが、船については陸でいろいろやるよりも現地で船同士でやるのが一番いいというのが今までのことであります。それでやつたのであります。それから宗谷もグレイシャーと連絡つきさえすれば連絡をとるようになっておるのであります。なかなか東西の電波というものはむずかしいのであります。それで東京を通じてやつたのであります。

○野原委員 むずかしいかどうか知りませんが、オビ号の姿を認めておるといふ報道も私も聞いておりますし、なおまた宗谷に最も近い距離にある、特に二十四日のごときは宗谷が最も難航をした、十九日は安定な状態であつたかも知れませんが、あなたの先ほどの説明を聞きました。もう二十日ごろから大へんな状態になつておる。南極の自然現象からすれば相当心配があるわけなんです。そこであなたの方は大使館を通じて、口頭かどうか知りませんがグレイシャー号に依頼をした。私はこれは最も適切な措置だと思ふ。

思うのであります。ところがただいま申し上げましたように、一番近い距離にあった二十四日のときは西北西五百キロと新聞は書いておりますが、そうなりますとオビ号の速度からすれば一日半か二日で、宗谷救援に二十四日にはおおよそ二十日か三十分の午前だ、それがやつと二十六日の午前だ、こういうことになれば私は果して海上保安庁として万全の対策をとったとはどうも考えられない。その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか。これは二十六日の朝日新聞のあなたの談話です。こう申し上げられる。「米ソの關係から政治的な配慮をしたものではない。オビ号とは宗谷が現地で連絡をとる、救援要請をするより指示してあるし、海上保安庁としても外務省を通じてソ連の意向を確かめてもらっているのだ」ということあります。ところがグレイシャー号に対しては当然現地で連絡をとるし、救援要請もあつたでしょうけれども、私も疑問に思うのは、グレイシャー号は大使館を通じてこちらの方で要請をするのに、オビ号の方にはなぜ要請をしなかったのか。最も近い距離にありながら、なぜその要請が一週間もおくれたのか、あなたの方はどういう状況であつたのか知りませんが、その辺を一つ端的に御説明願ひたい。

○島居政府委員 先ほども申し上げましたように十九日、二十日ごろの状況というものは、宗谷の方から外国船の方に頼んでくれということば言つてきていないのであります。二十四日になりまして外国船の方に頼むということば言つてきておるのであります。しかしながら私どもとしては言つてこないといつても、いろいろな状況から判断して、そうしてグレイシャーとオビが近いであろう、実はそのほかの外国にも一応話もしたのであります。能力その他からいいたしまして、今手取り早くつかまえられるのはそういうところであろう、そういうので、正式に松本船長から要請してきたのは二十四日でございます。そういう關係もあるといふことも一つお含みお願ひしたいと思ふのであります。

○野原委員 二十四日に現地から要請をされたその以前にグレイシャーに口頭で要請しておるのであります。松本船長からの要請は、外国船には二十四日ということであつたのでございませうけれども、あなたの方は十九日に大使館を通じてグレイシャーには要請しておる。ところがオビ号の方は、二十四日に要請があつても二十五、二十六日と二日間もずれておる。これは一体どういふわけですか。

○島居政府委員 先ほどもたびたび申し上げますが、オビ号とは現地で通信状況が、非常にいいときも悪いときもありまして、とりいよくであります。そういうわけでしょう。ちやうどその状況はオビ号とは連絡をとつておるのであります。それから二十四日といひましても夜おそくであります。夜中の二十五日午前二時半ごろ発表したようなわけでございます。それからいろいろ、たとえば日本における關係官庁にも手続きにつきましていろいろ打ち合せをいたしまして、すぐにソ連の方へも要請したのであります。それから先ほどもお説き下さいましたように、私の方は、人命に關するものであり、また純粋に科學的の観測

に關するものでありまして、われわれにいたしましては毛頭そういう政治的の配慮、そういうものは全然考えていない、最もその現場、現状に應じたあるいはそれを見通しての措置をやつていっているようなわけでありまして。

○野原委員 グレイシャー号の方は、これも私は新聞で読んだのであります。二十八日でなければメルボルンを出港することができない、三月十三日ごろ宗谷付近に到達する。グレイシャー号の皆さんがこの宗谷救援のために真剣に燃料その他を整備して、そして現場に急行されて下さることに對しては、私もはまことに感謝にたえないのであります。しかしながらあなたとオビ号は通信がとれておつたか、現地にまかしておつたか、片方のグレイシャー号の方は宗谷との通信状況が困難であると判断したからこちらから依頼したんだ。このことはどうもあなたの方が万全の対策をとつておるとは考えられぬのであります。あなたは非常に樂觀的なことを申しておるのであります。最悪の事態が起つたらどうしますか、海上保安庁にしても統合本部にしても……松本船長はつきり言つておる。南極というものを今日までのデータで動かさうとするのが間違ひであつた、南極というもののおそろしさが今初めてわかつたと言つておる。そうならば、私どもとしては万全の対策をとるためには、十九日でも二十日でも……あなたは十九日、二十日は容易な状況であつたといわれますが、二十三日でも二十三日でもいい、二十四日に松本船長から正式の依頼があれば、即座に間に合ふわけ

延びたのはどういふわけだ。政治的配慮はなかつたろうと思ひます。私は何もそういうことをとらえてとやかくのことはここで申し上げたくはないから、あなたのおつしやる通り政治的配慮はしないにしても、怠慢ではなかつたかといふことを私は言つておる。二十四日になぜしないか。その点を一つお尋ねします。

○島居政府委員 いろいろ申し上げたのであります。なおかつ新聞もお説きになっておると思ひますが、私自身としては樂觀はしていません。また世間にはいろいろ悲觀もしているわけでございます。いわゆる現実の事態に即応した処置をそれぞれとっていると私は思つております。決して私は樂觀といふことは一べんも言つていないのであります。私としてはほんとうに涙ぐましい、できるだけのことをやつてきております。(発言する者あり)ほんとうであります。それから二十四日というお話でありましたが、二十五日の午前に来ましたので、御存じだと思いますが役所のいろいろ手続きもございまして、そういうことでやつと昨日の午前中——しかし前の日から外務省とは連絡してありますので、翌日持つていくといふことにして昨日持つていったのであります。役所の中のいろいろの事情も御存じとは思ひますが、その辺も十分おくみ取りあらんことをお願い申し上げます。

○野原委員 あなたが非常な御努力をされておることは私も知つております。これは當然のこととはいひませんが、特に文部省内における統合本部にしても、海上保安庁にしても、皆さん

の非常に心配をされておることは知つておる。私はそれとやかく言おうとは思ふのであります。いろいろ今後とも起ることであるから、万全の対策つまり手ばかりがあるのではないか、このことに對して反省をしてもいいといふことを私は言ふんとするのです。御承知のように、國際地球観測年の連絡會議にソ連のアカデミー会員のペロソフ博士が参つておられます。この方はこの話を聞いて、ソ連は日本政府から要請があればすぐにでも責任を持つて本國へ手配をいたしますぞといふことを言つておる。グレイシャー号に依頼するのもしよしい、オビ号に依頼するのもしよしい、外國船舶といふものは、あなたがたのおつしやる通り、海難救助の問題では決して差別をつけるものではない。私どもとしてはそこに何だかしらん割り切れないものを感ずる。オビ号がすぐ近くにいるのに、現地にまかせるといふことで、それがそのままにほつたらかしにされて、そうしてグレイシャー号に依頼する。そのグレイシャー号は三月十三日でなければどんなに全速力を出しても現地には届かないといふ。グレイシャー号には威力があるでしょう。しかしまたオビ号にも威力があるのであります。こういう場合には公平に依頼をするのが至当ではなかつたか。二十四日あるいはグレイシャー号に依頼をされた直後にも松本船長にその旨の電報を打つて、オビ号に對して正式に依頼をする、こういう方法をとることが妥当ではなかつたかとあなたは思ひになりませんか。二十六日の午前オビ号に依頼したのは万全の対策であるとおあなたはそれでおつしやいますか。もっと早くオビ号にも依頼すべきでは

なかつたかと私は思うが、海上保安庁はそうお考えになつていらつしやいませんか、お尋ねいたします。

○農務政府委員 いろいろ御注意はまことにありがたうございます。それはわれわれ人間のやることでございますので、私としては万全にやつたつもりでもまたいろいろ批判の余地もございましょう。それは私といたしまして十分反省をいたしまして、もちろん今年の末からあることでございますので、手抜かりのところはよくやつていきたいと思つております。われわれの方をいたしましてはできるだけのことをいたしたというふうに考えておるのでありますが、それも御指示のところがあれば十分参考にいたしまして、今後やつていきたいと思つております。

なお、私は別に言葉じりをつかまえるわけではないのでありますが、私の方の気持といたしまして何れも現地にまかしてばかりいたのではないのでありまして、しよつちゅう電報で緊密に連絡してやつておるのであります。そういうわけでございますが、あなた方も御存じと思いますが、一城のあるとして船におられる松本船長が、ああいふうに現場をよく判断して沈着な行動をせられておることについて、こつちの陸地からあまりに現地の判断を混乱させるようなことを言つてやるものゝいかばかりと思ひまして、種々あれこれ勸案いたしました結果、松本船長から言つてきたことを憶測してやつたわけでありまして。しかしながら今のうちに、それでもお前はもつと早くやればよかつたと言われれば、私もあるいはもつと早くできなかつたかと思ひ

いまして、これは今後もあることであるから、十分お話を承りまして今後もやつていきたいと思つております。

○野原委員 ただいま申し上げました通り、私はあなた方が非常な努力をされておることには感謝いたしております。だからそれはとやかく言わないう。そこでお尋ねをいたしますが、宗谷の救援というところについての責任は海上保安庁でございますか、それとも統合本部が当面の責任者でありますか。その辺はどうなつておりますか、統合本部長にお尋ねします。

○農務政府委員 統合本部といたしましては、南極における観測、この仕事をやりますためにそれぞれ関係の省庁があるわけでありまして、それぞれの省庁のなさるべき仕事を統合いたしまして推進していき、こういう役割をいたしておるわけでございますので、個々の事務につきましては所管の役所にそれぞれ責任を持つてやつていたたいており、統合本部といたしましてはこれを統合して推進していくという役割を勤めておるわけでございます。

○野原委員 そうなりますと、救援は海上保安庁の責任だ、こういうことにならうかと考えるのであります。私は、なお関連をされてこの問題で質問される方もあるようでございますから、一応おきますけれども、来年度の南極地域の観測という問題も控えております。そうなりますと、もしものことでもあると実はその本観測に影響するといふので、永田隊長はみずからの命よりもむしろ南極観測のことを非常に心配をされておられるといふことであります。砕氷能力がわずかに一メートルし

かない、こういう宗谷ではほんとうの観測はできないのではないかと。オビ号は三メートルともいふし、七メートルとも書かれております。グレイシャー号に至つては四メートルの砕氷能力を持つておるといふ。やはりこういう万全の準備をしてかかることが、ほんとうに南極を観測しようといふこういう先覚者に対する政府の当然の道ではなからうかと考えますが、来年度の本観測に對してこのままで一体やうとされるのか。今度の問題から統合本部として

は相当な反省をされて、少くともこのオビ号級なりグレイシャー号級の観測船を用意しなければならぬと思つていらつしやるかどうか、その辺のお心持を伺つておきたいと思つてあります。

○農務政府委員 今回の事態につきましては、われわれといたしましては十分にこれを認識し、今後の対策を考えていかなければならぬと思ひます。来年度の本観測は、私どもといたしましては、あくまでもやりたい、とこいう考えをいたしておるのでございますが、今回宗谷は今のような状態にございまして。幸いにオビ号なりあるいはグレイシャー号の協力によりまして、宗谷が脱出することができて参りますれば、非常に都合がよいと思ひますが、万一これが非常におくれてくるとか、あるいは宗谷がそれ自体が越冬せざるを得ないといふような事態が起ります場合には、これをどうするかといふことはかなりむづかしい問題だと思ふのであります。いすれにいたしましても、現地の状況といふものをよく把握する必要があります。その現地の

状況を把握いたしましたして、次に対処する方策を考えて参りたいと思ひます。

○野原委員 関連者がおりますから、宗谷についての質問は私はこれで終りますが、なお関連質問が終りましてから、文化財について緊急にお尋ねをしたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 河野正君。

○河野(正)委員 今回の南極観測につきましては、国民、朝野を問わず非常に大きな期待をもつて見守つたわけでありまして、現地では永田隊長以下血みどろの努力をされておるにもかかわりませず、きわめて不安な状態になつて参りましたことは、私どもも非常に残念に感じておるわけでありまして。この問題につきましては、昨年当委員会におきまして、同僚であります平田ヒデ委員がいろいろと外国の文献あるいは外国の資料等を集められて詳細に指摘されて参つた、そうして外国の例等を取り上げて、今回日本が行ひました南極観測の準備といふものが不十分ではないかといふような御指摘があつたといふことは、御承知の通りでございます。ところが、まことに残念でございますけれども、そういう残存の御指摘がそのまゝ現実となつて現れて参りましたことを、私どももまことに遺憾であつたといふふうにいひなければなりません。そこで私どももそういう資料を承りました、この南極観測につきましては一まつの不安を持つておつたわけでございますが、たまたまそういうことが現実となつて参りましたことは、先ほど申しますように、まことに遺憾であつたと言わざるを得ないのであります。そ

こでこの問題につきましては、そういう同僚の御指摘に對しまして、文部省當局も、現在の稲田次官でございますが、るるところで、この設備準備に對しては遺憾がないのだといふふうな御答弁もございまして、私どももや安心しておつたわけでございますけれども、まことに残念なことに、今日のような事態になつて参つたわけでございます。そこでこれは先ほどの委員から御指摘がございまして、来年度は本観測も行われることとございまして、そういう問題も後に起つておられますから、私はそういういろいろな情勢の見通しに對しまして誤謬と申しますか、判断の誤まりと申しますか、といふことは、これは当然当局としても認めざるを得ないといふふうに私どもも考えて参るわけでございます。そこでそういういろいろな事態が生れて参りましたことにつきまして、本部長でございます大田の、当時の大臣でございますけれども、今日は現実に大臣でございますから、大臣の御所見を一つまず承つておきたいと思ひます。

○農務政府委員 当時といたしましては、日本で得られるあらゆる資料に基きまして専門の権威のある諸君が十分研究討論を遂げまして、これで行けるという考えのもとにおやりになつたことと考へます。また大体それで行けたわけでありまして。不幸にして歸り道においてこういう事態になりましたことは、今から考えますともつと日本の船に對していかなることがあつても歸つて来れるといふような船があつたら、この問題も起らなかつたと思つてあります。そういう点におきましては十

分に今後私も考えなくちゃならぬ、
かように考えます。

それから今後これを継続していくと
いうことにつきましては、何さまわれ
われと離れておきますので、現地の状
況というものがしさいにはこちらでは
判断しにくいものもあると思ひます。
来年観測をやることにつきましては一
応こちらで考へべき点を考へて計画を
いたしておきますけれども、現地から
歸つて参りますればさらによい状況
を聞きまして、これによつて次の問題も一
つ考へて参りたいと思つておきます。

○河野(正)委員 たまたま大臣の御答
弁の中に本来からいけば大体これで十
分行けるのだというふうな御答弁が
あつたわけですが、そういう
た先入主というものがやはり今日のこ
ういった事態を起した非常に大きな原
因になつておると私は思ひます。そ
こで平田委員からもいろいろ御指摘が
ございまして、当時の外国の装
備あるいは準備と日本の装備準備とい
うものには非常に大きな隔たりがあつ
たわけですね。そこで私もそのい
た点に對しまして一まつ不安を持
つておつたわけですが、さうい
たまたま大臣から御答弁いただきました
たように、本来からいへば行けたん
だ、そういう考へ方というものが、
やはり今日におきましてははつきり誤
まりだといふことになつておるわけ
でございまして、その点は十分一つお
考へ直しを願ひたいといふふうに考へ
て参るわけでございます。

それから私も一番心配いたします
のは、何と申し上げても本格的な
観測といふものは来年でございませ
し、この本観測につきましては世界の

国民、あるいは日本の国民がひとしく
期待しておるところでございませうか
ら、最大の成果というものをあげてい
ただかなければならぬといふふうに考
へるわけでございます。ところが今度の
ようないろいろな事態が起つて参りま
すと、たとへばたまたまオビ号あるい
はグレイシャー号の救援によつて宗谷
が脱出するといふことになりますれば
問題はございませぬけれども、もし不
幸にして観測隊員だけが脱出をしてく
る、待避してゐるといふことになりま
すと、資料等も最小限の資料しか持
つて歸ることができない。あるいはまた
来年の観測に出て参るにつぎまして
も、宗谷がおりませんと、南極に出て
参りまする観測船が準備できないとい
うようなことで、そういう点につきま
しても私も非常に大きな困難が
伴つて参るといふふうに考へるわけ
でございます。そこで最悪の事態が生
じた場合に、今後本部長といひまし
てはどうかという態度でこの観測を實現
しようといふふうにお考へになつてお
りますか、この点はきつめて重大で
ございまして、一つ大臣の率直な御
答弁をお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○瀧尾國務大臣 来年の観測につぎま
して、日本の与えられた力でもつて果
してやり切れるかどうかといふふうな
問題も、これは慎重に考へなければな
らぬと思ひます。ただ単にいかなる手
段、いかなる方法をとつてもやらな
くちやならぬといふふうには、これは
現実の問題としてはいけない場合もあ
らうかと存じます。従つて何とかして
観測隊の諸君に歸つてもらひたい、帰
さなくちやならぬと思つております。

歸られた上でよく相談をいたしまし
て、さうして私にいたしましては何と
かこの本観測をやりたいといふふう
に考へておられますけれども、その際
の事情が果してそれが許されるかど
うかといふ問題が起つてくると思ひ
ます。そのときの問題としてこれは考
へていかなければならぬと思ひます。
ましてはできるだけやりたいといふこ
とにいたしておるわけでございます
が、要はやはり現地の状況というもの
をつまびらかにいたしまして、一体日
本で用意し得る力というものがどの程
度まであるかといふふうなことは、こ
れは十分その際検討いたしてみたい。
決して無理はいたしたくないと私は考
へております。

○河野(正)委員 大臣の御答弁の中
で無理はやらないといふことでござ
いますけれども、私も一番心配いたし
ますのは、本観測をあらゆる態勢、準
備を整えて再び實現するといふふう
なことになるならば、問題ございま
せんけれども、もし本観測といふもの
が実施できないといふことになつた場
合に起つて参ります問題は、これは昭
和基地に残つておられます十一名の越冬
隊員の問題だといふふうにお考へるわ
けでございます。もし最悪の事態でど
うも本観測を實行するだけの準備なり態
勢がでないといふような場合になつ
て参りました場合に、この昭和基地に
残つておられます十一名の隊員に對し
まして、どういふふうな処置をやら
うかといふふうにお考へになつてお
りますか、この点はきつめて重大な問
題でございまして、大臣の率直な御答
弁をお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○瀧尾國務大臣 さういふ事態はお互
に想像いたしたくない事態でござ
いますけれども、万が一にもさういふ
なことになるといふことになりませ
ば、これは私としてもあらゆる力を尽
しまして、日本の力が足りないければ、
外国の力を借りても、日本に歸すこ
とはもちろんやらなくちやならぬと考
へております。

○高津委員 関連して、島居長官がさ
きに、御存じの通り役所にはいろいろ
な事情がありまして、さうしておくれ
たのだ、私はあつとも存じていないの
であります、いろいろの事情という
やうな中身を承りたいと思ひます。
〔速記中止〕
○長谷川委員 速記をとめて。
○長谷川委員 速記を始めて下さ
い。
○高津委員 統合本部長の文部大臣が
いて、さうして連絡の方面はあなた
の方でやりなつた、それがすべて命
を受けてやられた、こういふふう
にしてよろしうございませうか。
○島居政府委員 命を受けたとお
しやるのはどういふことでござい
ましようか。
○高津委員 南極観測の統合本部長と
いう文部大臣がいて、文部大臣が
やらないで、あなたの方ですべて事
をきめておられるように私には受け取
れるのですが、その関係はどうなつて
おるのですか。
○島居政府委員 それは統合本部の方
とよく連絡してやつておられます。
○高津委員 そうすると、あなたが非
常に婉曲な言葉で手落ちがあつたなら
ば、今後は改めるといふやうなことを言

われたのは、そのまゝ文部大臣の責任
だといふことになりませうね。
○瀧尾國務大臣 先ほどお答へ申し
ましたように、統合本部の仕事は、連絡
調整統合推進といふやうなことをや
つておるわけでありまして、私の考へ
によりまして、別に今回の場合に海上
保安庁の諸君がまずいことをやつた
か、怠慢であつたかといふふうには
考へません。一生懸命やられたもの
と考へておるわけでありませう。さ
ういふふうによつて御了承願ひたい
と思ひます。
〔了解と呼ぶ者あり〕
○高津委員 了解する人もありまし
やうが、本人がわれわれに指摘され
るやうなことがあつたといふのに、
文部大臣の方ではさういふことは
ないと思ひます、さういふのは食ひ
違ひが生ずるでせう。

○瀧尾國務大臣 言葉が足りなかつた
と思ひますが、海上保安庁の諸君は
ほんとうに涙ぐましい努力を今日まで
続け参られたと思ひます。統合本
部長としてこれを見ておられます場
合に、決して私は怠慢であるとかい
ふやうなことはなかつたと思ひま
す。島居政府委員の仰せになりました
ことは、しかし結果として今日の事
態を考へます場合にいろいろ御批判
もございまして、先ほどのやうな御
答へがあつたものと承知いたしてお
ります。
○高津委員 けつこうです。
○長谷川委員 野原君。
○野原委員 文化財のことについて
簡単に伺ひます。
これは御承知だと思ひますけれど
も、委員長にお尋ねをいたしますが、
時価一億円と言われる、かつては国

であった重要文化財、つまり徳川宗達さんの書きました西行物語絵巻という四巻が、文化財を保存しなければならぬ委員会の事務局の職員によって売買をされておるのであります。これは大へん重大な問題であらうと私は考えておりますが、この点を委員長はどのようにお考えになつていらっしゃるのか、その真相を、簡単にでもよろしくご説明するからお述べたいのであります。

○河井政府委員 ただいまお尋ねのありました西行物語の四巻が売り渡したなり、そしてそれが解体されたと申しますか、そういうような事柄についてのお尋ねであつたものと了解いたします。これは私が報告を得ておりますが、実はそういう事実があつたことは、後に文化財委員会において承知したといふことなんです。まことにこれは遺憾だと思ひます。だがとにかくあのままに私が報告を得ておりますところを申し上げてみたいと思ひます。

昨年の六月に前委員長に對しまして差出人不明の投書がありまして、それには毛利家の西行物語の四巻、ただいま御指摘になりましたその重要文化財であります、それが毛利家の手を離れて、切れてしまつて、同好者のところに分けられてゐるというような出所不明の投書があつたので、初めて文化財委員会におきましてはこのことを承知いたしましたのであります。そこでこれは非常に重大なことでありますから、直ちに委員会において取調べをいたしました結果、それは毛利家から森川という者に譲り渡したということがわかりま

した。その森川というのは、ただいまお話のありました文化財の委員会事務局に關係のある者であります、これを嚴重にただしましたところが、確かに譲り受けた、間違いないといふことを申したのであります。ところがそれを切つたのはだれであるかといふことを調べましたところが、その四巻のうちの一巻だけでありましたが、それを東京の山口何がしに譲つたといふことであります。そういうことであつて、その当時森川は、国が補助金を与えて修理するところの国宝とか重要文化財の絵巻の修理を設計、指導する役目を持つていた委員会の非常勤の職員であつたのであります、その森川がそのことを申したのであります。そこで山口何がしを事務局において取り調べました結果、自分がこれを分けて売つたといふことを承認いたしました。そこで当局といたしましては、何としてこの重要なものがばらばらになつて売られるといふことは、これはもう取り返しのつかないことだと思ひまして、森川を嚴重に説きまして、そうして森川はその責任を感じまして、自分がそのばらばらになつておるものを全部買い戻しまして、そして原形に復するようになつて、全部買い戻しができるといふ報告がありまして、そしてそれが結局森川のもので、この森川といふのは、さきに申しました絵巻の修理等をするための特殊の技術を持つておる者でありまして、その手において原状に復旧いたしました、ものまゝになつて森川の手に戻つた、こういうことになつております。それから森川に對しましては、これは実に非常に

重大な過失を犯したのでありますから、その旨を含めまして退職せしめてしまつたといふのです。私が承知しております内容は、ただいま申し上げました通りであります。

○野原委員 そういたしますと問題点はどこにあるかといふことです。重要文化財が売買の対象にされていいのかが一つ。その次は文化財保護委員会の承諾を得ないで原状変更をやつておる、これにもまた問題があるわけですね。しかもその行動が文化財保護の重要な責任を持つておる事務局の職員であつた。事ここに至つては私どもはあなたの委員会を信頼するわけにいかぬ、その辺を委員長としてはどうお考えですか。

○河井政府委員 お答え申します。重要文化財の所有権の移転といふことにつきましては、規定上やはりあらかじめ文化財保護委員会の許可が必要であるといふのであります、このことは二つの場合があると思ひます。すなわち毛利家から森川に移つた場合のことと、それから森川が山口に移つた場合、この二つの場合があると思ひます。毛利家から移つた場合におきましては、これは承認を得ておるといふこととあります。しかし森川が山口某に譲つたことにつきましては承認が得られておりません。といふことは法規から見まして適法でなかつた、はなはだ遺憾なことであつた、かように考えます。それからもう一つは山口へ森川が渡したこと、これはただいま申しましたように法規に違反したよろしくない結果であつた、かように考えております。

その文化財を所有しておる者はすなわち金に困るわけですね。よろしいですか、金に困りますからお金がほしい。特に斜陽階級と申しては失礼ですが、これ、こゝろいつた昔の華族さんたちはたゞ文化財を持つていらつしやいますけれども、そんなものを持つても食つていけませんから、これを手放そうとするわけですね。だからして私は文化財所有者に對する国の経済的な補助と申しますか、そういう面を考慮してやらな

○河井政府委員 そういふ場合はここに現われたこの事件以外にもないとは限らない、かように考えます。そういう場合にどうするかといへば、まず第一に、重要文化財でありましたならば、他に売買しようといふようなことがあれば、まず文化財保護委員会の同意を得なければならぬ。そして国がこれを買つてくれるかどうか、実は国が買うという特別の法律があるのでありますから、それによつて国が買ひ得るならば大へんけっこうだと思ひるのであります。ところがそういうことは、ほんとうに徹底的にやる手段あるいは方法がなければ、ただいま問題になつたような事柄がひそかに行われるといふことも想像される。これはどうもそういう危険が非常に多いのであります、われわれがいたしましては法律の規定に基づいて、それが正しく行われるようないふことを希望しておるのでありますけれども、ほんとうを申しますと、予算の裏づけから何から申しまして、実際の本年度も千六百万円くらいしか予算がないのです。そういうことを申しては

○野原委員 問題は文化財を委員会に無断で売買してはいけない、ところが

はなはだ私が無力なことではあります、これはとにかく相当な大金で、一点といへども千六百万円くらいでも買ひなものがたゞさんある。そういうものがひそかに移動していくといふ事実は想像ができます。ほんとうにあるであらうと思ひますが、これをどうすることもできない、情ないことを言つて済みませんが、そんな状況であります。であります、とにかく委員会といたしましては、法規の命ずる通りに、なるだけそれが満足にいくようにしたいと努めておるわけであり

○河井政府委員 そういふ場合は非常に大きな矛盾があります。あるいはその文化財を持つてゐる人に対して何か補助をやるのかといふようなこともこれまた重要な問題でありまして、今すぐそれじゃどうするかといふことのお答えはできかねるのであります、が、実はこゝろいふ状態にあるといふことをよく御了解願つておきたいと思ひるのであります。

○野原委員 まずかしこい状態にあるからこれを放擲するのでなしに、文化財所有者の経済的負担について文化財保護委員会はこれを真剣に保護する責任があるのですから、考慮してもらわなければならぬのです。例をあげますと、「西行物語絵巻」といふのが時価一億円といつておる。ところが税務署はこれを相続するときは税金の対象にしております。そうするとこんなものを持つておつては大へんなことになるから、とにかくどこにでも手放すといふことによつて重要文化財といふものが散逸するわけなんです。こういう問題を真剣に考えるためにあなたが委員長になつたのですよ。(笑)いいですか、あなたのような、参議院の議長

をされていた大政治家を私ども衆参両院で委員長にしたのは、こういふことについて大きな政治的な手が打たれるであらうというのを期待しておつたのですけれども、あなたが今何ともしはしようがないのだというやうなことを言うならば、いさぎよくやめてもらわなくちゃならぬ。もう一ぺんあなたの決意を聞きたい。あなたのこれに対する所信のほどをもう一度聞いておきます。

○河井政府委員 だいふん答弁に困ります。しかしながらここに例に出ておられますやうな、昔からのお家柄の人たちが持つておられます文化財というものは相当多数あると思います。それからまたそういうお家が今日経済上だいたい困つていらつしやるという事実もあるのです。それから、そういうわけでありますから、文化財の保護の關係から申しますれば、たゞいま申し述べましたやうな規定以外に出ることはできないと思ひます。あるいはまたそういう困つておる家の経済を文化財を通して助ける、あるいは文化財について金を上げるといふことはちよつと考えられないのであります。しかし何とかが買入れの方法なりその他相當な経費をもちまして、こういうことができないやうに努めます。また別の方法といたしましては、文化財を持つておられます人々に対して、委員会といたしましてはそれの取扱ひ等についての詳しい説明書でもあげまして、年々それが移動があるかないか——ないはずであります、その原状を維持していききたい、かように考えます。もつと申しますれば、積極的に相當多額の予算を手に入れます、この

の文化財保護の完璧を期したいといふことを考えておるのであります。ただいま申し上げた程度であります。どうもそれ以上に、委員長の責任はどういうふうになりますか知りませんが、とにかく全力を尽くしたいといふつもりで事に當つておるわけなんです。

○野原委員 決意だけではどうにもできないのです。これはここで議論してもどうかと思ひますから、この程度でおきますけれども、次に原状を無断で変更しておる、ばらばらにして売つておるので。これはやはり文化財保護法の規定に抵触するわけです。委員会の承諾を得ないで無断で原状を変更するといふことは、ところが、あなたの方は規定に抵触しておるながらそのまゝに放擲されておる。これはどういふわけですか。規定に抵触しておれば規定に従つて何らかの処置をとらなとなりません。どうも最近の文化財保護委員会のやり方を見ておると、奈良県の例の若草山の問題でもわかりです。私はきょうは時間がありませんが、実はきょうあなたが視察をされた所見を聞いてたゞしだいたいと思ふことがあつたわけ。あなたは若草山の問題にしたつて、新聞記者には、違法の事実はある、しかしもう年数がたつたのだからしやうがないのだ、こういふことを言われておる。違法の事実があればこれを処断することによつてやむ結果として予防措置を講ずることになるわけ。そういうことをしたらいかぬぞといふ一つの威嚇を与えることが文化財保護法の立法の趣旨なんです。ところが今度の場合だつて、若草山の場合だつて、あなたは実に寛容で

いらつしやる。あなたが寛容であることはいいけれども、私はやはり法といふものがあり、これを保護しなければならぬという立場にあれば、冷厳なる処置といふことも考えなければならぬと思ひますが、この抵触しながらなおかつ放擲をされていらつしやる理由を承わりたいのであります。

○河井政府委員 ただいまの西行物語の問題と若草山の問題と、両方法の原則の適用をなせしめないか、こゝに御質問であります。これは私も野原委員と御同感であります。結局あの法の制裁規定がありますればこそ文化財保護といふ非常にむづかしいことがとにかく保たれてゐるわけなんです。でありますから、森川某の問題につきましては諭旨をして退職せしめたといふことで一応は終了しておるが、こゝに私は考えておりますが、この問題につきましてはさらに検討を進める余地はあると思ひます。

それから若草山の問題につきましては、私は奈良に出張いたしました現地に視察いたしました。そのときに新聞記者諸君とも会いたしたのでありますが、しかし罰則の適用をするとかしないとかそんなふうなことは、私は一言も言つておりません。もし新聞にそういうことが載つていたとすれば、それは間違ひであります。そのことをはつきり申し上げておきます。しかしこのことは、私といたしましては視察した感想は一応持つておりますけれども、あるいは文化財専門審議会の意見を徴しますこと、さらには委員会の決定を経るという手続が必要でありますから、たゞいま時間もないといふお話でありましたが、それにつきまして

はさらにもう一度説明させていただく機会をお願いしたいと思つておるわけであります。

○長谷川政府委員 ちよつと野原君に申し上げますが、文部大臣は時間の都合その他がござりますが、文部大臣はよろしゅうございますか。

○野原委員 けつこです。私は、理事会の申し合せなどもありますから、質問を後刻に譲りたいと思ひますけれども、もう一点毛利家の絵巻物についてお尋ねしておきたいと思ふことは、文化財保護委員会の事務局の職員がこゝにいらつしやるというところは、大へんなことだと思ふのです。やつたのだからしやうがないのだ、本人をやめさせたのだ、それから罰則についても今検討しておるのだ、こゝにいうことになりませんが、これは一体どういふことになりましたか。事務局職員の行動が、こゝにされた場合の責任は、これはやはり委員長がとるのじゃないでしょうか。こゝにいうとんでもないことをした場合には、そのくらいしないと取締りはできないですよ。あなたはその辺をどう考へておるのか。やつた本人だけを首切つたからいいと軽く考へていらつしやるのか。この事務局職員のこゝに行動については自今委員長河井が責任をとる、こゝにいう決意があるかどうか、お尋ねします。

○河井政府委員 事務局員のやりました事柄につきましては、善悪ともに委員長に責めに歸するものだと考へております。

○野原委員 どうも時間がありませんから次会に譲ります。従つてこの次の文教委員会に委員長はぜひ御出席をお願いしたい。問題は、若草山の問題とやは

りこの問題ですから、十分その資料なり、あなたの決意なりを御整理されて御出席下さるやうに今からお願ひして参ります。

○長谷川委員長 本日はこの程度とし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

〔参照〕
社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
理科教育振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕